

池田市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項に基づき、法第2条第1号に規定する災害（火災を除く）（以下「災害」という。）によって池田市内で生じた被害（以下「罹災（被災）」という。）の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 不動産登記規則（平成17年法務省令第19号）第111条に規定する屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの
- (2) 住家 災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）内閣府政策総括官（防災担当）通知に規定する現実に居住のために使用している建物
- (3) 非住家 前号に規定する住家以外の建築物
- (4) 不動産 民法（明治29年法律第89号）第86条第1項に規定する土地及びその定着物
- (5) 動産 民法第86条第2項に規定する不動産以外のもの
- (6) 人的被害 罹災（被災）により、認定基準に規定する死者、行方不明者、重傷者及び軽傷者となった者の状況をいう。

(証明書の申請内容等)

第3条 証明書の申請内容及び罹災（被災）者は、別表の証明書区分に応じ、同表に定めるところによる。

- 2 証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有しない。

(交付の申請)

第4条 前条の規定による罹災（被災）者は、市長に対し、証明書の交付の申請をすることができる。

- 2 前項の規定による申請は、罹災証明申請書（様式第1号）により行わなければならない。この場合において、申請者は別表の証明書区分に応じ、同表に定める添付書類を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は委任状（様式第2号。以下「委任状」という。）を提出しなければならない。
- 4 申請は、原則として罹災（被災）の日の翌日から起算して3箇月以内（被災届出受理証に係る申請を除く。）とする。ただし、一定規模以上の災害が発生した場合、必要に応じ、申請期限の延長を行うものとし、申請期限を延長するときは、速やかに市民へ周知するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、入院等やむを得ない事情により期限内に申請できなかった場合で、その事実を確認できる書類を提出し市長が認めた場合は、当該やむを得ない事情が解消されてから1箇月以内を申請期限とする。

6 甚大な被害が発生し、書面による申請が困難であると認められる場合の申請方法については、災害状況に応じ市長が別に定める。

(調査の実施)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請内容に基づき、必要な調査を遅滞なく実施するものとする。

2 罹災証明書に係る調査は、内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、実施するものとする。

3 次の各号に該当する場合は、実地調査を省略し、写真により被害区分を判定するものとする。

(1) 地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合

(2) 水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合

(3) 申請者の合意に基づく自己判定方式による「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定を行う場合

4 被災届出受理証については、実地調査を行わず、被災状況に係る届出内容を、提出された資料(被災状況の写真等)から確認し、市長が受理した事実を証明するものとする。

5 市長は、甚大な被害が発生した場合は、第1項の規定にかかわらず調査に着手し、第一次調査(外観調査)の簡素化、写真等を活用した被害区分の判定、空中写真等を活用した住家の一括全壊判定、一律的な被害認定調査の実施などにより迅速な交付に努めるものとする。

(証明書の交付)

第6条 市長は、前条の調査の結果、住家の被害について被害の程度を判定した場合は、居住者については罹災証明書(様式第3号)を、非居住の所有者については被災証明書(様式第4号)を交付するものとする。この際、被災届出受理証に該当する内容については、追加記載事項として記載するものとする。

2 市長は、前条に定める調査の結果、非住家の被害について被災の事実を確認した場合は、被災証明書を交付するものとする。この際、被害の程度は、判定しないものとし、被災届出受理証に該当する内容については、追加記載事項として記載するものとする。

3 市長は、第4条の規定による申請において、住家以外の不動産の被害、動産の被害及び人的被害については、被災届出受理証(様式第5号)を交付するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項において、被害と災害の因果関係を確認できない場合は、罹災証明書又は被災証明書(以下これらを「証明書」という。)に代えて、被災届出受理証を交付するものとする。

(証明書の交付の特例)

第7条 証明書の様式が、その提出先において特に定めがある場合には、当該様式への証明をもって前条の交付に代えることができる。

(再調査の申請)

第8条 第6条第1項により罹災証明書又は被災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって補正を求めるときは、再調査を申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、罹災証明書等に係る再調査申請書（様式第6号）により行わなければならない。この場合において、申請者は別表の証明書区分に応じ、同表に定める添付書類を提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人は委任状を提出しなければならない。
- 4 申請は、罹災証明書（被災証明書）の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内とする。
- 5 市長は、第1項の申請があった場合には、第5条に準じて調査を行い、第6条に準じて証明書を交付するものとする。

（証明書の再交付）

第9条 証明書の交付を受けた者が再交付を希望する場合は、再度、第4条の規定により手続きを行うものとする。なお、申請者本人確認書類以外の添付書類については省略することができる。

（手数料）

第10条 証明書の交付及び再交付に係る手数料は、池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）第7条第4号の規定により減免とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 本要綱の実施前に生じた災害に対する証明書の取扱いについては、なお従前のおりとする。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から実施する。

（経過措置）

- 2 本要綱の実施前に生じた災害に対する証明書の取扱いについては、なお従前のおりとする。

別表（第3条・第4条・第8条関係）

証明書区分	申請内容	罹災（被災）者	添付書類
罹災証明書	住家の被害	住家に現実に居住している者	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認書類 住民登録のない場合は、居住を確認できる書類 写真判定を希望する場合は、被災状況の写真
被災証明書	住家の被害	住家の非居住の所有者	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認書類 所有関係がわかる書類 写真判定を希望する場合は、被災状況の写真
	非住家の被害	非住家の占有者及び所有者	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認書類 所有関係がわかる書類 被災状況の写真
被災届出受理証	住家以外の不動産の被害	住家以外の不動産の占有者及び所有者	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認書類 被災状況の写真
	動産の被害	動産の占有者及び所有者	
	人的被害	人的被害を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の本人確認書類 被害の事実を証明する書類
各証明書の補正		初回申請と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 再調査を希望する理由を証明する資料